

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成25年11月8日

摂津市議会

# 目 次

建設常任委員会

11月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第5号の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長） 質疑（藤浦雅彦委員、上村高義委員、弘豊委員）	
認定第2号の審査 .....	25
補足説明（水道部長） 質疑（藤浦雅彦委員、上村高義委員、弘豊委員）	
採決 .....	41
閉会の宣告 .....	41

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成25年11月8日（金）午前9時59分 開会  
午後2時23分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 木村勝彦      副委員長 弘 豊      委員 上村高義  
委員 藤浦雅彦      委員 野原 修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 吉田和生  
土木下水道部長 藤井義己      同部次長 山口 繁  
同部参事兼下水道業務課長 石川裕司  
道路交通課長 永田 享      道路管理課参事 川上昭人  
下水道事業課長 檜本宏充  
水道部長 渡辺勝彦      同部次長兼総務課長 豊田拓夫  
同部参事兼浄水課長 池上敦実      営業課長 小明哲也      工務課長 末永利彦

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉      同局主査 田村信也

### 1. 審査案件（審査順）

認定第1号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第5号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第2号 平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○木村勝彦委員長 おはようございます。

ただいまから建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は弘委員を指名いたします。

認定第5号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、目を追って、その主なものにつきまして、補足説明をさせていただきます。

決算事項別明細書に従いまして、まず、歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の74ページをお開き願います。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管へ流入していることから、当該公共下水道管の建設に係る起債の償還に合わせ、両市より負担金を収入しているものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料でございます。なお、不納欠損額は、時効などにより債権が消滅したものでございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び水路敷地境界明示手数料でござ

います。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金でございます。

款4、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、水洗便所改造資金貸付に係る返還金でございます。

項2、目1、雑入は、下水道工事共通仕様書売却収入、安威川流域下水道負担金精算返戻金、公用車売却料、自動車保険解約返戻金及び十三高槻線移設負担金でございます。

76ページをお開き願います。

項3、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、下水道使用料延滞金でございます。

款6、項1、市債、目1、下水道債は、公共下水道事業債、流域下水道事業債及び資本費平準化債でございます。なお、借入先は全て財務省となっております。詳細につきましては、決算概要の224ページから225ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、項1、目1、繰越金は、前年度繰越金でございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の228ページから233ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

78ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1、目1、下水道総務費につきましては、その執行率95.1%でございます。主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費ま

では、下水道業務課及び下水道事業課職員8名と短時間勤務職員1名の人件費でございます。節13、委託料は、地方公営企業法適用支援業務委託料などがございます。節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会、日本下水道事業団等に対する負担金でございます。節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費につきましては、その執行率97.4%でございます。主な内容といたしましては、節7、賃金は、下水道施設の維持管理に係る臨時職員賃金でございます。節8、報償費は、受益者負担金の納付に係る前納報奨金でございます。

節11、需用費は、下水道施設の維持管理に係る光熱水費、修繕料等でございます。

80ページをお開き願います。

節12、役務費は、ポンプ場などの維持管理に係る通信運搬費と下水道施設及び公用車の保険料でございます。

節13、委託料は、下水道使用料徴収事務委託料及び下水道施設の維持管理に係る委託料等でございます。なお、委託内容の詳細につきましては、事務報告書の245ページと253ページから258ページをご参照願います。節16、原材料費は、マンホール蓋等の材料費でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理に係る負担金と水洗便所改造費用に対する助成金などがございます。節21、貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。節23、償還金、利子及び割引料は、過年度下水道使用料過誤納付還付金等でございます。

目2、下水道整備費につきましては、その執行率89.6%でございます。主

な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費までは、下水道事業課職員6名の人件費でございます。

82ページをお開き願います。

節11、需用費は、公共下水道整備事業執行に係る設計図書の印刷製本費等でございます。節13、委託料は、工事設計外委託料及び工事積算システム委託料等でございます。なお、委託内容につきましては、事務報告書の259ページをご参照願います。節15、工事請負費は、12件の公共下水道工事等の請負費であり、約1.8キロメートルの管渠を布設いたしております。なお、工事内容につきましては、事務報告書の260ページから262ページをご参照願います。節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道施設の建設に係る負担金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う水道管等の移設費でございます。

款2、項1、公債費、目1、元金につきましては、その執行率99.9%でございます。その内容といたしましては、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目2、利子につきましては、その執行率99.9%でございます。その内容といたしましては、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本平準化債の利子償還金でございます。なお、市債現在高及び償還の状況につきましては、決算概要の226ページから227ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款3、項1、目1、予備費は、執行いたしておりません。なお、85ページに

実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○木村勝彦委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。それでは、最初に質問をさせていただきます。

平成24年度の予算のときには、私は建設常任委員会にて、審査をさせていただきましたので、そのことも思い出しながら、質問をしたいと思えます。まず1点目でありますけれども、実質収支とそれから下水道使用料から見る平成24年度決算の実態ということでございまして、先ほど実質収支が961万4,245円、黒字という結果になりましたということで、過去、赤字になって繰上充用してきた歴史がある中で今年も黒字になっているということで、これは非常に喜ばしいと思うわけですが、その中で、使用料収入の見込みは非常に難しいと思うんですが、当初、18億3,502万円という見込みをされています。途中で補正をされまして、20億6,936万6,978円という補正をされまして、一般会計からの繰り入れについても補正がなされています。4,128万9,000円に減額する補正がなされています。

この平成24年度の予算審査の委員会のときの答弁を見ますと、使用料の減少傾向には一定歯どめがかかるというふうに見ていると。落ちつくというふうに見ているということとか、あとは景気も一定底を打つというような見方をしているとか、あと新規分、それから福祉減免の廃止、これは年度途中であったと思

いますけど、こういうことを加味して決定をしたというふうなお話もございました。そういうことも振り返って、平成24年度は終わりましたので、結果を見た上で改めて、どういう平成24年度になったのかということ、時代背景、経済背景も含めて評価をいただきたいと思います。

それから、2番目、一般会計の繰入金についてでございます。

先ほどもちょっと言いましたけども、決算書では74ページに載っていますが、まず一般会計からの繰り入れの基本的なことになりますが、算出されている根拠について、後で補正もされていますけども、それらの中身をちょっとご説明いただきたいと思います。

3番目、水洗便所改造資金貸付金返還収入についてでございます。

同じく決算書の74ページにあります、この返還金収入について、当初の予算では62万9,000円とされています。調定額として498万5,100円、収入済額は56万9,100円ということで、収入未済額は441万6,000円となっているということでございまして、これはどういうふうに理解したらいいのか、ご説明いただきたいと思います。

それから、4番目、市債と平準化債についてでございます。

決算書の76ページで下水道債について、当初は15億7,980万円とされていますが、途中で8,150万円の減額補正をされています。収入済額としては14億5,580万円となっていますけども、この間、私、この委員会におりませんでしたので、申しわけないですが、整理をさせていただく意味で、この減額されたことについて、中身について、工事差金が出たというようなことになるの

かもわかりませんが、ご説明ください。

それから、5番目、地方公営企業法適用支援業務委託料についてでございます。

これは決算書の78ページに記載がありますが、公共下水道事業に地方公営企業を適用させていかなければいけないということで今までも議論をされているんですけども、3,307万5,000円で委託料が組まれていますけども、平成24年度についてどういった委託内容になって、業務も含めてどういうふうな進捗をされたのか説明いただきたいと思えます。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、1点目の使用料収入の見立てというご質問でございますけども、平成24年度については、前年度に比べて大幅に増加しております。収入としてはふえておりますが、その大きな要因としましては、本来、平成23年度の収入となるべきものが、銀行からの振込期限が休日と重なったということで、翌月に回り、結果的に当該年度に公共下水道事業会計のほうに収入されず、収入未済額となってしまったということです。こういったものが平成24年度に収入されたということ、これが一番大きな要因と考えております。

平成23年度、平成24年度と比べてみますと、水量的には若干減少しているということでございますが、ただ、金額的にはふえておりますけども、先ほど言ったような理由で、実質的には平成23年度、平成24年度と使用料収入としては、ほぼ横ばいということでございますが、今後も一般家庭における節水意識の高まりですとか、企業においても、今後、水需要が大きくふえるというようなことは考えにくいと思われまます。景気にも大きく左右されますけども、そんなに大きく

ふえるというようなことはなく、かといって大きな節水計画もないというようなことから、今の時点では、一般家庭、それから企業分含めてほぼ横ばいで推移するというのが現在の見立てでございます。

それから、2点目の繰入金の算出根拠でございますけども、基本的には歳出等をさきに決めまして、使用料収入等、考えられる収入を見積もっていくわけなんですけども、最終的に収支均衡が図れるように繰入金を算出しております。歳出から使用料等の歳入を差し引いて、その差額を繰入金としているということでございます。

貸付金の返還収入でございますけども、貸付金につきましては、当初、62万9,000円程度を見込んでおりましたけども、決算では56万9,000円ということで、約6万円の減少となっております。

この収入の内訳で、現年分と過年分がございまして、現年分というのは、現年度に返還される予定のもの、過年分というのは滞納分ということございまして、当初との差につきましては、現年分については当初の見込みよりもふえております。これは平成24年度の新規貸し付けがございまして、当該年度分の返還金がふえ、また収納率も見込みを上回ったということが要因でございます。

一方で過年度分については、当初の見込みよりも減少しており、結果的に6万円の減となっております。

それから、4点目の市債でございますけども、8,000万円の減額、これは事業量の減少に伴う起債の減額でございます。

それから、5点目の法適化の内容でございますけども、平成24年度に国の緊急雇用創出基金事業という補助事業がご

ざいまして、この中で資産調査を行っております。資産調査は、平成23年度までに取得した資産について調査をしたという内容でございます。

法適化につきましては、平成24年度に平成23年度までの資産調査を終え、今後、会計システムの導入であったり法適化に向けた移行支援業務委託というのも予定しておりますけれども、今現在では、法適化の時期は平成29年ということをめどにしております。これは先ほど言ったような委託業務であったり、企業会計に精通する人材の育成にも一定期間が必要であるというようなことから、平成29年度というのを現時点で法適化のめどとしております。

ちなみに、国のほうでも公共下水道事業に対する法適用ということは今、検討されておまして、平成30年というのが今の時点の目標年度というふうに聞いております。流域下水道のほうも、これに合わせて平成26年度から資産調査を行うという状況でございます。また、近隣市においても、同じように法適化に向けて委託等をされている状況でございます。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、2回目、質問させていただきたいと思っております。

まず、実質収支の関係で使用料の推移については、平成23年度分がそういうことになっていたということで理解しました。平成24年度分に回ったということです。これまでの平成24年度については例年並みと、横ばいであるということでございます。やっぱり厳しい時代が続くんだろうと思うんです。その中でも少しは光が差すといいますか、経済的な面では明るいきざしがほしいなど、私は個人的には願っています。

昨年末に政権が交代をしまして、景気もよくなってほしいなというふうな段階ですけども、今後の平成26年度に向けてこれから予算を組んでいかれるということになると思いますが、この景気動向と踏まえて、公共下水道事業会計にとってはどういう影響になるんだろうかということについて、少し明るいきざしが見えないかなということについて教えていただきたいと思っております。

それから、2番目の一般会計繰入金の件でございますけれども、今までいろいろ答弁の中では、収支が足りない分を一般会計から繰り入れるということでしたけど、雨水の処理については、一般会計で見ないといけないということがあって一般会計の繰り出しをもらっているんだということを知りました。公共下水道特別会計の収支が足りないから入れてるだけじゃなくて、恐らくそういう考え方があって、雨水の分については一般会計からもらっているというふうな説明が、以前にあったと思うんですけど、そういう面も含めてあるのかなのか、もう一回ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、3番目の水洗便所改造資金貸付金返還収入のことでございますが、まず一つは、素朴な疑問としては、調定額が約498万円で、そして収入未済額が約441万円となっていることがまず素朴な疑問なんです。これは貸付額の全体を記載されているんですか。

当初予算額が約62万円で、56万9,100円の収入済額ということは、これはよくわかるんですけども、払ってもらえてない方もいらっしゃるということになると思うんです。この貸し付けをされている方は返済が予定どおり実施をされていないケースの場合、支払いが滞っている人に対してどのような対応をとられ



ているのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

それから、市債の件でございますけども、平成24年度は14億5,580万円ということで、これは市債残高が公共下水道事業会計は非常に大きいということで、注目をしているというか危惧をしているわけございまして、これは平成23年10月24日に委員会があったときに委員長にお願いをしまして、公共下水道事業会計の償還額を平成32年まで一体どれぐらいになるのかということを一覧表で出していただいたんです。

これで大体目安がわかるわけですけども、それで平成24年度は残高が400億円を切りましたということになっていました。この数字でいきますとまだ400億円は切っていないんですけど、400億9,000万円なので、切っていないという数字になっているんですけど、こういった大変少額ではありますけども、若干食い違いが生じてきています。

これは平成23年に出していただいたものですけど、平成24年度の決算ではもう既に食い違いがあるということで、特に償還分が一覧表では平成24年度は42億3,907万3,449円となっていますが、決算書では、42億3,395万8,577円が償還金です。若干ですけど食い違いが出ています。500万円ぐらいですが、食い違いが出てきています。

これは少額なんですけど、償還の算出根拠というのは、償還額が途中で変更になるということはずまないと思うんで、例えば平成24年度で借り入れたとしても、据え置くからすぐは支払わないということになると、ある程度、見通しがきちっと合うはずなのに、なぜ、そんなにちょっとしたことでずれてしまうのかと

いうことです。

出されている資料については信用度と申しますか、疑問を感じるわけでございますけども、この中で、この資料でいきますと、平成26年以降は資本費平準化債の借り換えなどによって毎年の償還額が大変ふえてくるという現象が見られています。特に平成26年になりますと、一覧表でいくと約48億円、平成27年は約47億円、平成28年になりますと約50億円というふうにふえてくるんですね。だから、この償還額の見通しについて、資料が古いので、もう少し最近のデータの中で、資本費平準化債も含めた償還額の見通しをどのように見立てられているのかということについてご答弁いただきたいと思います。

それから、5番目の地方公営企業法適用についてございまして、先ほど質問させていただいた以外にも多くのことを答えていただきました。平成29年導入を目指すというようなことございまして、もう着々と時間が過ぎていく中で、少人数で非常に頑張っておられるというように思うわけですが、今、公営企業化していくための問題点というのはどういったことになっているのか、ここで述べていただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、1点目の来年度に向けての下水道会計の見通しということでございますけども、使用料収入については、先ほども言いましたように、ほぼ横ばいというような見通しを持っております。平準化債についても相変わらず必要な状況であると。来年度から雨水幹線の整備にも取り組んでいくというようなことで、工事費としては今後ふえていく方向であると。これは平成26年度ということではございませんけど

も、さらに調整区域の汚水整備にも取り組んでいこうと考えております。

年々、維持管理費はふえていくのかなと思っています。昭和46年から事業を開始して40年以上経過した中で、管渠の布設延長も280キロを超えていると、こういう状況でございます。今後、適切な施設の維持管理ということが重要になってくると考えておりますし、適切に改築更新もしていかなければならないと、そういうことで、これは5点目の法適化にも関連するんですけども、今まで以上に効率的な維持管理を行っていく、計画的な改築・更新をして進めていくと、そういう意味でも企業会計を導入して経営状況等を明確にする、また資産台帳を整理する、こういったことでさらに経営改善に努めていきたいと考えております。

2点目の一般会計繰入金でございますけども、基準内外というのがございます。委員が言われましたように、雨水に係るものは、一応、基準内ということになっております。それ以外にも基準内というものはございますけども、大きなものは雨水ということでございます。

平成24年度でいいますと、19億2,000万円のうち約17.3億円が基準内、約1億9,000万円が基準外ということでございます。基準外の繰入金が必要な大きな理由としては、公債費が多額であると。使用料だけでは賄えないということから、基準外の繰入金を入れてもらっているということでございます。

3点目の貸付金でございますけども、収入未済額というのは、これは滞納分でございます。貸付金は3年間36回で返還してもらおうわけなんですけども、まだ納期に至っていないようなもの、これは未済額の中には入っておりません。あくまでも納期が到来したもののうち未済

額が441万6,000円あるということでございます。

その取り組みでございますけども、督促、催告等はもちろん、実調等も行いまして、面談等も行いまして督促をしておる状況でございます。

441万6,000円という未済額でございますけども、平成16年度決算では約1,717万円ございました。これが年々そういった取り組みの中で減少してきておりまして、平成24年度には441万6,000円まで減少していると。

今後も催告等はしっかり行っていきますけども、どうしても納付約束等を守らない方であるとか、特段払えないような理由はないと思われるような方で滞納になっているようなところ、これについては支払い督促等も行っていこうと。現に25年度は支払い督促をしておりますので、こういった取り組みによりまして、さらに未済額の減少を図りたいと思っております。

4点目の市債でございますけども、平成23年にお渡しした資料との差ということでございますけども、一つは、その時点で将来的な起債の発行額、これはあくまでも見込みであるということ、また利子についても見込みであるということ、こういったことからその差というのがどうしても発生してまいります。

言われますように、発行済みのものは利率も確定しておりますので、その点での間違いというのはございません。あくまでも今後の発行額、発行利率というのがその時点ではわかりませんので、一定の予測のもとに償還額を算出しているというものでございます。

平成26年度以降、この平準化債の借りかえというのが発生してまいります。平準化債につきましては、当初の3年間、

元金の償還が据え置かれておりまして、4年目から元金の償還が始まってまいります。年6%、元金を償還していくと。7年間で42%の元金が償還されるんですけども、10年目には残りの元金58%、これを一括償還しなければならないということで、平成26年度以降、この一括償還が始まるということで公債費がふえている。元金の償還額がふえていると。問題はその財源手当ということになるんですけども、今の時点では借換債を予定しておりまして、これで手当ができるものと考えております。

最後の法適化に係る課題ということでございますけども、地方公営企業法が平成24年度に改正されておりまして、その影響で平準化債発行額に影響があるのではないかというようなことを危惧しておりましたけども、結果的には大きな問題はないだろうと、今の時点では考えております。

それと、水道企業団という動きもございまして、その影響というものを心配しておりましたけども、今の時点で企業団への移行というのは10年以上かかるのではないかというような見通しでございます。これについても少なくとも今の時点で大きな問題はないかなと考えております。

今、一番大きな課題というのは、人材の育成、確保ということでございます。今現在、職員をいろんな研修に行かせたり、個々が研さんに励んでおりますけども、人事課とも協議いたしまして、そういう企業会計に精通した人材の確保ということで、そういった職員を下水道のほうに配置してもらえないかというようなことも協議をしております。

それ以外にも水路の管理方法、それから初期防の編成等いろいろな問題はござ

います。そういった問題を平成25年、平成26年で整理したいと考えております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の今後の見通しということでございましたけども、なかなか厳しい状態が続くだろうというふうな、なかなか光も見えてこないように感じました。実際にそのとおりで厳しい時代にまだまだ続くんだろうと思っておりますけど、そういう中で、先ほど言いました市債の返還につきましても、これまたこれからどんどん少しずつ上がってくるというようなことで、厳しい返済計画が続く。総額としては減ってくるということになりますけど、平準化債が今度上乘せされてくると、返済額についてはふえてくるという厳しい状況が続きます。

そういった中ですけど、下水道料金につきましては決して安い状況ではありませんし、やっぱり吹田市とか大阪市から来られた方からは、水道や下水道の使用料が高いという声も聞きますから、できるだけ据え置いていただきたいと。なおかつ健全な運営をできるように頑張りたい。こんなことを言うと魔法使いにしかできないのではないかと問われるかもわかりませんが、本当にそんな思いで、皆さんもプロフェッショナルでございますし、ぜひ鋭意努力をいただいで、そういう厳しい中で、健全な運営を目指して頑張りたいということ、これは要望しておきたいと思っております。

それから、一般会計の繰入金の話でございますが、大半は雨水の処理の費用で、法定内の繰り出しになるんだということでございました。

雨水対策ということで一般会計で考えていくということでありますと、例えば、平成24年8月14日発生しましたゲリラ豪雨でございまして、随分、浸水被害が出ましたけども、再発防止対策をやらなないといけないわけですけど、こういうのも一般会計で負担すべきものになるのかというように思うわけです。

それから、先ほど言いました安威川以南では、雨水幹線をいよいよ導入をしていくという計画がありますけど、こういうものの費用負担の考え方としては、一般会計になっていくのかというふうに思うわけですけど、その辺の考え方について教えて下さい。

それから、もう一つは、人件費のあり方については、下水道特会分と一般会計で見られている分がありますが、一回この辺を整理していただくのと、公営企業会計に変更していく中では、こういう人件費の考え方についてはどうなっていくのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、3番目の水洗便所改造資金貸付金の返還金でございまして、以前は約1,717万円もあったということです。減ってきたということで、努力は一定評価をしたいと思っておりますけども、なかなかその辺がクローズアップされていないので、取り立てといたら言い方が悪いですが、しっかりと回収についての努力はされているかどうか見えにくいところでございまして、一方では、保険料とか市税はコールセンターを設置して一体となって努力をされているところがありますけども、そういうコールセンターとの連携なんかはどうなっているのかと、それから何人ぐらいの方が滞納をされているのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、4番目の平準化債のことに ついてでございますけども、平成23年のときに委員長をお願いをして資料を出していただいたんです。その後、修正したものを出されているのかもわかりませんが、やっぱりこういう審査をするときには、我々はそういうことを非常に気にしていますので、できれば今後も年に一度、予算のときか決算のときかどちらかでもいいんですけど、こういう償還の見通しで最新のものをぜひつくっていただきたいなと思うんです。お示しいただきたいということをお願いしたいと思うんです。

それから、一般会計なんかは中期財政見通しというのをつくっていますけども、水道もつくっています。中期整備計画みたいなものをつくっていますが、下水道はなかなかそういうのは見たことがないんですけど、そういうのも含めて、我々が全体がわかるようなものをぜひつくっていただきたいということをお願いしたいと思っております。これはまた委員長のほうでよろしく取り計らっていただきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 ゲリラ豪雨等の対策について一般会計で負担するのかというお問いでございまして、これは雨水でございまして、一般会計の負担でございまして。

それから、法適化に伴う人件費等の考えでございまして、当然、今と同じように下水道の職員、今は特会ですけども、これが企業会計となっても、当然、そういった職員だけの人件費ということになります。

それから、コールセンター等の利用はということでございますけども、貸付金については、今、行っておりませんが

も、水道部のほうと一緒に、水道料金とあわせて下水道使用料をコールセンターを利用して、今年度からなんですけども、やっております。夏期と冬期でやろうということで、夏場は既に終わっておりますけども、大体、700件近い催告を行って、それなりの効果も上げていると。150万円近い納付約束を取りつけたということも聞いておりますので、一定の成果は上がっております。

貸付金となりますと、なかなかコールセンターで電話をする程度では難しいと考えております。やはりお会いしてお話をしていかなければ効果は上がらないと考えております。

貸付金の滞納者数でございますけども、30人でございます。

○木村勝彦委員長 石川参事、藤浦委員から資料の請求があったものは後刻出せますか。

○石川土木下水道部参事 償還見込みと、それから収支計画というようなことですね。償還見込みについては最新のものを後日お渡しします。

収支計画も内部的には、当然、そういったものは持っております。ただ、今後の事業費等、いろいろ不確定な要素もございまして、そういった精度の低い計画を出すことについては、少し内部で検討させていただきたいと思っております。

○木村勝彦委員長 それではそういうことにいたします。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 貸付金の件につきましては、なかなか難しい状況もあるんだろうと思っておりますけど、とにかく免除するわけにはいきませんので、これはしっかりと丁寧に柔軟な姿勢で粘り強く、しかも丁寧に配慮した上で対応していただきますように、これは要望しておきたいと思

ます。

それから、地方公営企業化に向けての取り組みについて、非常に大変な中で、また人数も少ない少数精鋭の中で人材を育成せないかんということで大変やと思いますけど、しっかりと頑張っていて、とにかく健全な下水道会計にさせていただくようによろしく願いをして、質問を終わります。

○木村勝彦委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

上村委員。

○上村高義委員 では、私のほうから質問させていただきます。

藤浦委員と重なっている部分も多いんですけども、今の質問、答弁を参考にしながら質問させていただきます。

繰入金に関してなんですけども、先日的一般会計の審査では、公共下水道事業会計への繰出金で1億4,739万7,000円が不用額ということでありますし、当初予算からすると1億8,868万6,000円の減額ということになっておるんですが、この大きな繰り入れが減になったということは、私は大いに評価しております。非常に厳しい中で一般会計も助かるということでは評価しております。

そういった中で、この予算と決算との差が、今の藤浦委員の質問の中では、雨水対策の工事にかかわるものが多いのかなという気がしたんですけども、予算との差の内訳で一番大きいのは何かというのをぜひ一度説明していただきたいと思

います。こういう繰入金下がったということで評価はしています。非常に綱渡りの財政運営ということに今、なっておるわけですけども、そういった中では、こういう繰り入れが減ったということでは、非

常に大きな成果ではないかなと思っています。

そういった効率的な財政運営を下水道会計としてもしていると思うんですけども、一番大きな資本費平準化債が調達できたということが、これは非常に大きな成果であるわけで、非常に努力が報われたということでもあるし、ただ、このことは後年度負担に回っておるわけですから、手放しでは喜べないということがありますので、そういった中で、これから下水道の整備等々をしていくということになってくる中で、汚水のほうについては、高い整備率に来ておるということで、雨水はまだ30%台ということで聞いておりますが、そういった中で、雨水についてこれから平成26年から平成27年にかけて雨水についても取り組んでいくんだということでありまして、これは大きな財政負担が伴うわけで、こういう雨水工事については市の持ち分というか、府とか国にはどのぐらいの補助が求められるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、平成24年度に公共下水道工事で2億1,368万円とありますが、これは全て汚水の工事になるのか、雨水は全然この中に入っていないのかということをお聞きしたいと思います。

それと、私も中長期的な資金計画、収支計画については資料提出をお願いしておきます。我々がこういう議論をするときに中長期の財政見込みがある中での我々の質問の仕方と、全くわからん中で質問するのでは質問の中身が変わってきますので、できたらそういうのがあって質問するほうが、よりの的を射た質問ができるんじゃないかなと思っていますので、我々に提示いただきたいと思います。

それと2点目、集中管理室維持管理業務委託なんですけども、これは大雨が降ったときに、ここに出動というか、そこに行っているいろんな操作をすると思うんですけども、この施設を稼働するにあたって、ある会社に委託しておりますけども、その仕事の流れということで、市の職員も行っているのをよく見ますので、そういった仕事の流れについて一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、その中で25か所の維持管理というか委託しておりますけども、25か所あると思うんですけども、そういったところでの連絡体制や行っている人の確認はどうされているのかということをお聞かせ願いたいということと、その状況報告というか、現場からの状況を報告する際に、携帯電話とかいろいろ通信手段があるんですけども、実際にどういう通信手段なのかということと、定時報告、30分ごとに報告しろとか、よくテレビなんかでは、警備しながら30分おきに報告して、30分たっても報告がなかった異常気づく場合があるんですけども、そういう取り決めはあるのかなということで一度お聞かせ願いたいと思います。

それと3点目なんですけども、ガランド水路、下水道事業特別会計で予算、決算に上がっていますけども、このガランド水路の管理範囲をお聞かせいただいて、何でガランド水路が下水道所管なのかということについて一度お聞かせ願います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 1点目の繰入金当初予算から大きく減った原因ということでございますけども、一番大きな理由は先ほど言いましたように、使用料がふえたというのがまず1点ございます。それと、流域下水道維持管理負担金で平成23年度の返還金が発生したというこ

とがございます。それと歳出で不用額が発生したと、こういったことが主な要因と考えております。

2点目の雨水工事、来年度から予定している雨水工事の負担割合、国とか府の負担があるのかというご質問でございますが、下水の幹線工事につきましては補助事業、国の補助、交付金というのが50%でございます。府の補助というのはいりません。

○木村勝彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 上村委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年度の平成24年度の雨水についての取り組み状況ということでお答えさせていただきます。

管路につきましては、昨年度、整備延長は約1,800メートルなんですけど、合流管、安威川以北についての合流管なんですけども、その分につきましては、千里丘三島線の拡幅工事に伴う部分がございまして、約100メートルほどの整備をしております。旧来ある汚水柵をつなげかえたり新たに雨水を排除するところもありましたので、その部分につきましては、一部雨水排除に貢献している分かと思います。

あと安威川以南につきましても、昨年は全部汚水管をやっておりますので、雨水につきましても整備という形のものはありません。

次に、集中管理室の委託業務につきましてのご説明です。

まず、集中管理室なんですけども、今年度から委託の内容を変えまして、11月から2月までにつきましては週2回、平日におきましては職員はおりませんが、それ以外につきましては24時間で対応しております。

あと年間を通しましてなんですけども、通

常、昼間は2名で、夜間を1名で行っております。そのかわり大雨や警報、注意報が発生したときは、2名体制で行っております。

また、ふだんの点検等につきましてですけれども、2名で現場のほうを回っておりますので、こちらのほうは何かもし問題がありましたときには、連絡体制、電話を通してなんですけども、連絡を密にできるようにしております。

それから、市の職員とのかかわりということなんですけども、警報が出ましたときには、私どものほうもこちらのほうに防災班として来ますので、そこで各班で市内5班に分けられてまして水路のほうの点検もやっております。その中で集中管理室の委託されている業者とも連絡をしながら、そのときのゲートの管理はどうなっていたとか、必要に応じて連絡をしながら、浸水対策に当たっているという状況であります。

それから、警報が出たときの定時連絡をしているかということなんですけれども、これにつきましては特に取り決めはしておりません。必要に応じてこちらのほうから主に電話なんですけども、浸水対策についての状況を聞き正したり、あるいは連絡が来たりということをしていただいております。

続きまして、ガランド水路について、なぜ下水のほう管理をしているのかというご質問についてお答えさせていただきます。

まず最初に、ガランド水路の施設の内容なんですけども、これは摂津市の香露園18番地先の府道沢良宜千里丘線の南側の香露園2号線の道路のところの阪急電車の踏切があります。そのあたりのところから南側へ下りまして、大正川と境川の合流部の東屋がある部分、あの部分

までが、施設の内容となっております、全体の延長としましては、散策路につきましては約900メートル、せせらぎ水路が横に流れているんですけども、それにつきましては720メートル、あとトイレ施設が1か所、このような施設内容になっています。

下水のほうなぜ管理をするかということなんですけども、この場合の着手につきましては、事業なんですけども、これは国の水循環再生下水道モデル事業という形で事業認定をされて工事着手しております。

これはどういうものかといいますと、水循環、快適で潤いのある都市づくりを図るため、下水処理水や雨水を再利用したせせらぎ水路の復活、親水性のある水辺空間の整備などを行う事業ということで取り組みを始めております。

せせらぎ水路に流れている水につきましては、中央水みらいセンターの処理水を使って、一部、井戸水をくみ上げた分もあるんですけども、主に処理水を使ってせせらぎ水路に水を流しておりますので、そういう趣旨からしまして、今のところ下水のほうでこのガランド水路全体を管理しているということになっております。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 2回目の質問をさせていただきます。

まず、繰り入れの件ですけども、今、説明がありましたけども、使用料のアップが一番大きい理由だということで、また、負担金の返還金があったと。歳出の不用額もあったということでありますけど、本来、この額やパーセントが明確になれば我々もなるほどなと理解するんですけども、項目を言っただけではどれが一番なのか、やっぱりきっちりとその辺

は額なりパーセントを示すということが必要ではないかなと思っていますので、これはわかる範囲で結構なんで、お答え願います。

雨水整備については、幹線は国負担も求められるということでありましたし、こういったときに国に負担を求められる場合に、8月に大雨が降ったときに浸水があって、このことはやっぱり市民は雨水対策ということで関心を持っていて、そういったこととか要請とか、国とか府に、こういう工事が必要なんだという必要性を要請する活動も必要ではないかなと思っていますので、摂津市で過去にこういう浸水がありましたということは、きっちりデータを持って、この必要性についても国・府に求めていくことも必要ではないかと思っていますので、そういったことについて考えをお聞かせ願います。

それと、公共下水道工事の中では、雨水については以北で100メートルの工事をしましたということで、以南はしておりませんということで、来年度、再来年度から計画的にしていくということがあります。

実際、大雨のときにそういう浸水したこともありましたが、そういったことも視野に入れながら、ぜひやっていただきたいと思っていますので、これは先ほど言った中長期の資金計画が明確にならない限り、我々はなかなか物を言えない部分があるので、できましたらそういう工事計画と資金計画とセットであれば、なるほどなという理解をするんですけど、今は全くわからない中で、聞いているわけですけども、そういったことについて、再度、私のほうからも答弁を求めたいと思います。

それと、集中管理室管理業務委託についてでありますけども、これは日常的に



は業者に委託して点検等々をしてもらっているということでありまして。これはわかりました。ただ、実際、災害時に出動するのは防災管財課が主体になると思うんですけど、ただ設備的には土木下水道部が所管しているわけですから、それはきちり正常に稼働するためには日常点検等々が必要なんで、日ごろからきちり点検をする。そして、正常に稼働するということを確認するということが必要ではないかなと思っておりますんで、そこについては強く強く要望しておきます。

ガランド水路についてですけども、せせらぎ水路ということで国の補助事業ということで、下水道の浄化した水を使うということで、事業がスタートしたんですけども、実際800万円ほど毎年かかっておるんですけど、これが公共下水道事業特別会計で負担することになっているわけですけども、下水道会計が厳しい中で、できたら一般会計のほうで管理してもらったほうが、その分800万円減るわけですけども、それが過去のルールに縛られてずっと来ておるわけですけども、ある時期に来たら移管することも考えてはどうかと思っておりますんで、そういうことの検討もぜひしていただきたいと。これは要望としておきます。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 繰入金の減額の内容とその金額のパーセントというご質問でございます。

繰入金は当初21億円ほどございまして、それが最終19億1,000万円ということで、1億9,000万円ぐらいの減になっております。その一番の理由は使用料の増収ということでございまして、使用料が1億2,000万円、率にして60%ぐらいを占めております。それ以外に流域の維持管理負担金の返還

ということで、これは3,000万円ぐらいございまして、率にしますと15%、それ以外に歳出における不用額ということで、これが率にしまして25%、ざっと大まかな数字でございまして、以上でございます。

○木村勝彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 浸水が起きたところについての大雨、雨水の整備のほうの要請のことについてのご質問にお答えさせていただきます。

大雨が起こり、府内、何らかの被害が起きたというときには、必ず大阪府のほうから要請がございまして、浸水の被害報告をさせてもらっております。そこで大阪府のほうも私どもの被害状況については把握しているかと思うんですけども、私どもにつきましても、今後、府の雨水整備をするにおきまして補助をいただくとか、そういうときには必ずこういうこともアピールしながら、どうしてもいただきたいというような感じで、強くアピールしながら補助金をいただくような形で事業を進めていきたいと思っております。

○木村勝彦委員長 藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 基本的なことだけ私のほうから申し上げさせていただきます。

本市の公共下水道事業は、100%流域関連公共下水道でございます。流域関連公共下水道と申し上げますのは、2市以上にまたがって大きなパイプを大阪府のほうで整備いたしまして、私どものほうにつきましては、安威川流域下水道に属しておりまして、関係5市で、流末の大きなパイプは流域幹線でございます。当該市にかかわります流域関連の整備は100%でき上がっております、その管渠の整備は。そういうふうなことが浸水

防除になるということで、かねてより大阪府のほうへ流域下水道の促進ということで要請してまいりまして、幹線ができて上がりました。

ただ、当然、その幹線ができてきますと、雨水管というものを当市で施工したものをそれにつないで、公共下水道が全うできるわけでございますが、先ほどから何回も上がっておりますように、自然水につきましては行政が100%賄うということですので、公共下水道特別会計の中で繰入金というのは、雨の整備に対する費用が入っておるということです。ですので、合流管は大半が雨水でございますので、これに対する費用は当然、繰入金の中でほとんどが雨水の分であると。今後におきましても、雨の整備においても繰入金で賄っていく。繰入金という言い方がいいのかというのは、公共下水道の会計全てが特別会計でやりますので、その中で使用料で賄うもの、これは汚水でございます。これは皆さんで、当然、受益者の方に負担していただくということで使用料で賄うのが汚水整備、行政側で持つのが雨水整備で、それをトータルして行うのが公共下水道事業ということになっておりますので、先ほどから行っておりますように一般会計からは繰入金という制度を持って特別会計のお金が成り立っていると。

先ほどにまた話が戻りますが、流域下水道の整備はやっていただきましたが、何せお金がかかる雨水の整備というのは、汚水はほとんどが20センチのパイプで賄います。それでもうほとんどのパイプが賄えます。ただ、雨水になりますと、最低径が250ミリメートル、それから大きい径になりますと3,000ミリメートル、つまり3メートルのパイプを入れていかなければならない。

ですから、そういうふうな大きなパイプを入れていかなければならないということになりますと、当然、設備というか整備費用が莫大にかかるということから、摂津市にかねてよりあります水路を利用させていただきまして、降雨時には水路と先ほど申し上げました雨水の幹線、流域下水道の整備をします、その幹線との接続口で降雨時にはそちらをあけて雨を賄うと。ただし降雨時のみです。以外は締めておりまして、晴天時には当然、水路の流末が安威川であったり、神崎川であったりというようなところへ流れていくというようなことで賄っておると。本来はこれを整備していかなければならない。

先ほどから言われておりますように、汚水整備率は97%を超えました。近年、ゲリラ豪雨も非常に発生しております。というようなことから、やはり484ミリの降雨に対する整備を今後は着実に進めていかなければならない。

まずもって摂津市でいわゆる安威川以南での幹線整備、特に東別府地域が弱いものでございますので、この東別府地域に東別府雨水幹線をまずは整備して行って、それから、その幹線に流れ込むパイプの整備を順次進めていきたいと、こういうようなことが今後の市の計画でございます。

それと、もう1点補足でございます。ガランド水路はモデル事業といいまして、公共下水道を普及させるために下水道で処理された水というのはこんなにきれいになるんですよということを見せる施設をつくるんやったら補助金を出しますよという制度にのっかりまして、平成7年にそういうようなことを申請いたしましたので、ガランド水路という水路の機能は役目は終えましたので、水路を布設パイプ

にかえたり、その修景施設、パイプにかえる費用につきましては3分の1が国費、それから、それ以外の修景施設についても国費がもらえると、こういうようなことから、その国費をいただいて公共下水道で事業を整備するということは、補助金以外の方は起債で賄っております。今現在は、まだそれに対する起債の償還もやっております。

ということから、当然、公共下水道でやっていますので、主として公共下水道の施設であるということで、見た感じは、先ほど委員がおっしゃったように、南千里丘のせせらぎとどない違うねんと、あれは公園が管理しているやないかというふうにおっしゃるのはもっともだと思います。ですから私は、もし財政の仕組みがうまくできるのであれば、一括の管理が望ましいかなと思いますが、いかんせん先ほど言いましたように、公共下水道の起債の償還がとまっております。下水道施設というようなことを何とかクリアできるのであるならばということが考えられます。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 今、部長のほうから、摂津市の公共下水道の進め方ということで説明がありました。非常によくわかりました。これらの委員会の中で、今、話を聞いた中を参考にしながら、充実した議論をしていけるんじゃないかなというふうな形になりました。本当にありがとうございます。

それと、繰入金金の減額の中身については、わかりましたので、そういったきちり提示をするということをぜひ今後もやっていただきたいと思います。

ガランド水路については、そういったことで、私のほうからはこの程度にとどめておきたいと思っていますので、以上

で質問を終わります。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほど、最後に要望が1点だけ抜けておりましたので、要望だけさせていただきたいと思います。

一般会計繰入金金の関係で雨水対策を一般会計の繰入金金でやっていくんだという話の中で、平成24年8月14日に起きましたゲリラ豪雨の対策を今もやられているということで、せんだっての一般質問でもありましたけども、今、委託をしてその原因の調査をしているということでございましたので、それは結果が出次第、また当委員会へぜひ報告をしていただきたいと思いますということをお願いしておきたいのと、それからもう一つは、委員会の中でもありましたけども、当面できるやり方としては、開発基準の中で、一定の大きな建物については雨水の抑制という部分をもう少し強化することができると思うんです。

ある市などでは、建物の1階の基礎のところは埋め戻さずに、そこをプールのようにしておいて雨水をそこにためるようにしなさいという指導をしているところがあります。そういうのは非常に有効的にできると思いますので、実質そういう市がありますから、そういうところを参考にしながら、これは各建物を建てられる方にも協力をしてもらって、そういう雨水対策、一時に水を出さないような抑制装置を、それも基礎でやるのであれば比較的つくりやすいという観点もありますから、そういうことを参考にしながら、ぜひ開発基準の一部変更をしていただきたいと思いますということを、これを要望しておきたいと思います。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。弘委員。

○弘豊委員 先日の一般会計のところ

も、若干、下水にかかわるご質問をさせていただいたりしたんですけれども、全体像にかかわってまだまだ把握し切れてないところもあるかと思えます。少しだけ確認の意味も込めて質問させていただきたいというふうに思っております。

一つ目なんですけれども、先ほど来、水洗便所改造資金貸付にかかわる議論がありました。その中でも少し全体像としてわかりにくいところがあるんですけれども、実際、水洗化を促進していくというふうな中で助成金もつくられ、1軒当たり5,000円です。

ただ、一時の費用が大きくなるところもあるので、貸付金もこういう制度があって使ってくださいねというふうなことで進めておられるというふうに思うんです。そんな中で、なかなか返済が厳しいというふうな方がおられるというふうなことについては、実際どういう状況なのかというふうなことが、返済ができる体力があるだろうというふうなこともありますが、実際この間、進めてこられてどういう状況なのかと。今後もまた水洗化を促進していく中では、この制度をより使ってくださいねというふうなことになっていくんだろうなというふうに思うんです。

歳出のところでは、予算を多く組まれているけれども、執行額のところは少ないというふうなことにもなっていますから、そこらあたりのところとあわせてお聞かせいただきたいと思えます。

それから、決算書の78ページで、歳出で消費税の項目があります。予算のときには8,000万円組まれてて、実際の執行額は7,300万3,000円というふうなことであります。割と差があるかなというふうにも思えますし、どういったところの分がここにかかっているのかというふうなことも含めて教えてい

ただきたいなというふうに思います。

あと安威川流域下水道維持管理負担金でありますけれども、これは81ページに記載をされていて、6億1,380万5,524円というふうなことで、歳出の中では大きな割合を占めるのかなというふうに思っております。

また、この安威川流域下水にかかわっては建設負担金というふうなことで、8,160万8,596円というふうなことの歳出もありますし、また雑入の中に負担金精算返戻金で3,290万5,741円というのがありました。大きな金額になっていますし、実際に組合が解散して以降、実際、市としてこの動きをどう見ていくのか、なかなか私どもには見えてこない部分もありますので、お教えいただけたらなというふうに思っております。

それから、先ほどガランド水路のことで少し出てましたので、私からも1点だけ聞いておきたいんですけれども、同じような事業をされているところというのはよそにもあるかというふうに思うんですけれども、このガランド水路にかかっては、維持、とりわけ清掃とか結構費用が多くなってというふうなことをこの間、議論がされたというふうに思うんです。

水みらいセンターからの処理水というふうなことを使って、どうしても状態的にはああいうふうになるんですというふうなことがあったかというふうに思うんですけれども、吹田市のある水路は、例えば虫が湧いたりとか、また汚れたりとか、そういうふうなことを防ぐのに、夜間の間は水を流すのはとめているというふうにおっしゃってました。日中は水が流れて、そこで水に親しむような、そういうことになるんですけれども、夜の間は流しておく必要がないというふうな

こともあるし、また維持、清掃なんかの点でも利点がありますよというふうな、そんな話をお聞きしたことがあるんです。

摂津市のこのガランドのところでもそういう検討というか、工夫というか、そういったことができるのかなというふうなこととか、もしありましたら教えていただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 1点目の貸付金で滞納されている方はどんな状況で滞納されているのかというご質問でございますけれども、一言で言えば、経済的に困窮されているのかなと。貸し付けるときには保証人等もおられ、一定の収入はあるということで貸し付けを行っているわけでございますけれども、その後、経済的にしんどくなってきて払えないというふうな方もおられますし、また、本人が亡くなられて保証人のほうに請求しているケースもございます。

それ以外にも、先ほども言いましたように、特段払えないというような状況ではないと思われるにもかかわらず、お支払いいただけないというようなケースもございます。その原因の割合というのは、今、お示しはできませんけれども、原因としてはそういったものがございます。

それから、消費税で当初との乖離が大きいんじゃないかというようなご質問でございますけれども、平成24年度に納付した額といいますのは、平成23年度の決算に係る消費税額から前年度に予納した額を控除した額と、予納分としまして平成23年度決算に係る消費税額の2分の1を加えた額、これを当該年度に支払っております。

当初の時点では平成23年度決算もまだ出ていない中での消費税額の予想ということになってきますので、どうしても

乖離は生じますし、また歳出ということから、ある程度余裕を持って予算計上しているというふうなこともございます。できるだけその精度は高めたいと考えておりますけれども、今、言ったような事情で当初との差が生じているということでございます。

それから、流域の維持管理負担金で返還金がどのような事情で発生するのか、これについて少しご説明させてもらいたいと思います。

流域の維持管理負担金で、本市では、平成24年度決算ということですが、これは流域の決算に基づくものではございません。本市の決算というのは、流域の決算見込額をもって本市の決算としているところでございます。例年、12月頃に決算見込額が提示され、それをもって各市が決算としておりますけれども、それ以降、出納閉鎖期間もございまして、その時点では見込みとならざるを得ないものでございます。翌年12月に府の決算が行われますので、この府の決算を経て初めてその額が確定いたします。本市の決算というのは、府の決算見込額ということから差額が発生するものでございます。

一旦決算した額からふえるというようなことは避けていただきたいというようなことを府のほうに申し出ておまして、そういったことで市の決算額よりも府の決算額が少なくなっているということでございます。そのような事情から返還金が発生しておるということでございます。

○木村勝彦委員長 榎本課長。

○榎本下水道事業課長 弘委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、流域下水道の建設負担金についての内訳ということを、内容をお話しさせていただきます。

まずは摂津市に関するものとしまして、味舌ポンプ場や中央水みらいセンターの監視制御設備の更新工事、中央水みらいセンターの水施設改良工事に係る費用が建設負担金として摂津市のほうに、その負担割合におきまして請求しているということでもあります。

それから、ガランド水路についてのご質問なんですけれども、吹田市のほうでは日中は水を流していますが、深夜になると水をとめているということをお聞かすんですけれども、私どもにつきましては、処理水につきましては24時間ずっと流している状態にあります。

吹田市が、どのような理由で深夜をとめているのかというのは、聞いてみないとわからないところがあるんですが、昨年と一昨年と節電要請で処理水を丸々流さなかった時期があったんですけども、大変、地元の方々に残念がられたということがあります。やはり水が流れてこそそのガランドの親水施設だというようなことを、大分、地元の方からお話を聞いているところがあります。

深夜につきまして水をとめるということが、地元の方に水が流れていることが当たり前のような状態にはなっておりますので、それが深夜も流れている状態の中で今の施設が活きているのかなという部分もあります。ですので、どういう理由でとめられているのかにもよりますし、私どもとしてはそれをとめないけないのかどうか、地元との協議等もあるかと思えます。それは私どものほうで一遍考えて、事情をしんしゃくして考えていきたいと思っております。

また、今すぐにやりますと、処理水の排水管がありまして、そのバルブで手作業で今、締めて開閉をする作業を行っていますので、今すぐにとりますと、そ

れは非常に人手がかかるということもありますので、だから、その辺の費用対効果というもの、それもしんしゃくしながら、情報だけは把握しながら今後のことについては考えさせてもらいたいと思います。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、2回目の質問なんですけれども、水洗化のことについてであります。

市民の方の生活の状況というものですね、安定しているわけではなくて日々変わっていくというふうなことであるのはもちろんそうです。当初、資金貸し付けもやったけれども、その後、生活状況が悪化してというふうな、そういう状況というのは出てくるんだろうというようなことも理解しますし、また、そういった方にもご協力くださいというようなことを市のほうから言っていって、水洗化というのは、この間、進められてきたのかなというふうなことも今のご答弁の中で感じました。

そうである中で、この間の経済事情というのはまた大変厳しくなってくるわけです。高齢化というような中で、まだ下水管がつながっていない、そういったところにお住まいの方っていうのも、やはりそういうところの方は多いというふうに思うんです。そうした中で、今後もまた水洗化を推進していくというふうなことになってくるだろうというふうに思うんです。

この間、生活排水に関して一般廃棄物処理基本計画がまた更新されて、この間いただきましたけれども、そうした目標をやっていく上で、今後どう考えていくのかというふうに思っております。その見通しについてお聞かせいただけたらなというふうに思っております。

次に、消費税のことについてです。

もちろん予算との乖離が出てくるといふふうなこともわかります。ただ、どういふものにかかわってといふふうなことをご説明いただけなかったんじゃないかなと思うんですけれども、消費税の税率変更を考慮して来年度予算を出していく上では、少しこのあたりを精査していただけたらなといふふうに思いますし、今後、増税の見通しで下水道会計の影響がどういった形になっていくのか、ここに記載されている歳出の部分でどうかといふふうなことについてお聞かせいただきたいなといふふうに思っております。

それから、安威川流域下水にかかわる分でありますけれども、維持管理負担金と建設負担金の中身のところ先ほどおっしゃっていただいたんですけれども、維持管理のところの金額が大きいです。この部分で市内の何かしら補修の工事やらそんなこととか、いろいろと取り組まれていると思うんですけれども、そういった中身について、もしわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

それから、精算返戻金については、これは維持管理のほうと建設の内訳があるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

あとガランド水路の関係ですけれども、私が聞いている限りにおいては、水路を最初につくるときに、そこを水が流れる、すぐ住宅の裏を流れますから、夜間、深夜も流れる音がするとか、また、そこを水が流れることで蚊や虫が湧くとか、そういったことなんかの防止のために、夜間は一旦乾かしてありますといふふうに、そういうふうに聞いてます。

今、お聞きしましたら、毎回手作業でバルブを開け閉めしないといけないといふふうなことになりましたら、それはそ

れで負担もあるわけですが、私が聞いている吹田市の部分については、多分、機械管理になっているんだといふふうに思うんです。だから、すぐにどうこうといふふうなことではないにしても、そういったことについて検討ができないのか。大きな流れを見て経費節減とか周辺の環境の改善につながるんじゃないかといふふうなことも思っておりますので、一度検討していただけたらなといふふうに、このことは要望にしておきたいといふふうに思います。

○木村勝彦委員長 改造資金貸し付けの問題は、質問も抽象的で分かりにくいんですけども、答弁のときに先ほど、例えば、亡くなられて保証人が支払いをされているというようなケースもあるということを知りました。そしたら、払えるのに払わない人はどうするねんということの答弁が不足しているように思いますし、そして、どうしても払えない人についてはどうするのか。払えなかったも、トイレの水洗なんかでも使われるから、その辺の扱いについて行政としてはどうするのかということの答弁をしてもらって議論をかみ合わさないと抽象的なやりとりで終わってしまってますんで、その辺、お願いしたいと思います。

石川参事。

○石川土木下水道部参事 今、委員長のほうから言われましたように、亡くなられた方については保証人等に返還を求めています。

なかなか一括というのは難しいということで、そのあたりは、返済方法等について協議をさせていただいていると。時間はかかっているけども、そのような形でお支払いいただいている方がほとんどではございます。

ただ、十分に払えるにもかかわらず約

束を守らない方であるとか、支払いに応じようとされない方、こういった方については、今年度からなんですけども、支払い督促というのをやっております。これは裁判所のほうから督促をしていただくもので、応じていただかなければ強制的に徴収をするというようなことを今、考えているところでございます。

水洗化促進のためにどうしていくのかということですが、一つは、今、行っているような啓発を今後もやっていこうと。さらには助成制度、貸付制度も今後も継続していこうと。これはなかなかすぐに効果は上がらないですけども、何度も足を運ぶことによって応じていただけるというケースもございますので、こういったことを今後も継続していきたいと思っております。

2点目の消費税でございますけども、当初予算では8,000万円を計上して、これが最終7,300万円となり、その乖離が大きいんじゃないかということでございますけども、当初の時点では課税売上に係る消費税というのを7,850万円程度見込んでおります。これが実際には23年度決算では7,450万円にとどまっております。この課税売上に係る消費税が減れば、当然、支払う額も減ってくると。さらに消費税額の2分の1を予納するというのもございますので、さらにその分、減ってくるということになります。

ちなみに、課税仕入れにかかる消費税というのは当初4,100万円ぐらい見込んでおりました、これが実際には4,070万円ということで、これはほぼ予想に近い額でございます。また、その課税仕入れにかかる消費税のうち、特定収入にかかる消費税、これも当初は2,500万円程度を見込んでおりました、こ

れが実際にも2,490万円ということで、ほぼ予想どおりでございます。ですから、大きな理由としては、その課税売上に係る消費税分、これが当初の見込みより減ったということが、消費税の減額の大きな理由でございます。

次に、流域の維持管理負担金でございますけども、返戻金の内容についてということでご答弁させていただきます。

平成23年度の流域の返納金として3,290万円ほどございます。これは、建設分と維持管理負担分を合計した額でございます。大きいのは、維持管理負担金でございますけども、処理水量が、流域全体でございますけども、1.5%減少しております。さらに、汚泥の処理量も減少しております、6.5%、減っているという中で、中央処理区全体の維持管理費が補正時点、本市の決算の時点でございますけども、そのときには30.5億円ございましたが、最終、府の決算では28億9,800万円ということで、1億5,200万円の減額になっております。

その内訳としましては、電力量が1,300万円程度減少し、燃料費のほうも2,250万円減少しております。さらには、委託費の減額。これは落札差金ですとか、最終、委託の精査による減でございます、そういった委託費の減額が発生していると。こういった理由から、本市の決算額と最終の府の決算額との乖離が生じ、3,000万円を超える返還があったということでございます。

○木村勝彦委員長 暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午前11時44分 再開)

○木村勝彦委員長 再開します。

○石川土木下水道部参事 流域下水道の維持管理の内容でございますけども、大



きくは中央水みらいセンターと、それから、本市でいいますと味舌ポンプ場、摂津ポンプ場、これがうちの関係する施設でございますが、中央水みらいセンターでは、雨水排除と汚水処理が行われています。味舌ポンプ場では、雨水排除と、汚水のポンプの圧送が行われており、摂津ポンプ場でも同様でございます。中央水みらいセンターでは、そのほかにも環境対策ですとか高度処理、水質管理等が行われています。業務内容としては、以上でございます。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 水洗便所改造資金貸付制度についてですけれども、やっぱり今後も水洗化を進めていく上では、しっかりと中身も見ていっていただきたいと思うんですけれども。実際、市のほうから勧められて水洗化をやったけれども、その後、返せなくなったということで、そこでの督促というようなことで具体的にはなっていくわけですが、負担能力があって払わない人が、どうして払わないかみたいなことについて、本当にその人の問題ももちろんあるんだろうというふうに思うんですけれども、市としての働きかけについても丁寧に取り組んでいっていただきたいというふうに思いますし、これまでの、くみ取り、浄化槽でやっておられたときの、そういった負担と、下水道がつながって、月々の負担感がぐっと大きくなったりとか、そういうようなことになっていないのかということも思ったりするわけでありまして。そういった点について、一般家庭で、おおよそでいいです、水洗化する前と後と、大体年間どれぐらいの負担がふえるのかというふうなことについて把握されておるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

もう1点、助成金のほうで、1軒当た

り5,000円というようなことでの助成制度でありますけれども、以前からこの助成金をふやすというようなことの検討もやったらどうかというようなことを何とか提案されているようでありますので、そうしたことについても、ぜひ検討を進めていっていただきたいというようなことで、このことは要望にしておきたいと思います。

あと、消費税のことについて聞かせてもらいましたけれども、今後市としても歳出面でふえていくことの一つの要因になってくるのかなというふうに思っていますし、この間いろいろと電気代なんかが上がったりとか、いろいろと支出がふえる要素が今の社会状況の中であるわけなんですけれども、そうしたものが市民の方に負担としてどんどんとかぶさっていくというようなことを、どう抑えていけるのかなというふうなことも思っています。先ほど来から使用料、やっぱり摂津市はよそと比べても高いしというようなことがあるわけで、そこを抑えていくような努力というのが、なぜそれができないかというようなことを思っております。ご答弁はもう結構ですので、ぜひそのような工夫といいますか、検討していただけたらなというふうに思っております。

その点で、安威川流域下水の部分も、その負担金というようなことでありますから、なかなか求められている額を払わないというようなことにはならないんだろうというふうに思いますし、その中身についてが余りよく見えてこないといいますか、まだまだ私が不勉強な点もあるのかなというふうには思いますけれども、この決算の中でもやっぱり大きな割合を占めている、そういう部分でありますから、流域下水でこういった取り組みがさ

れているのかというようなことが担当のほうでも押さえていただいて、また、質問されたら答えられるような形でお願いしたいというふうに思います。

○木村勝彦委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 まず、1点目の水洗化の前後の費用、どのくらいあるのかというご質問だったと思います。

くみ取り便所ですと、1か月数百円、300円から500円、1,000円程度、世帯数で料金は変わりますが、大体300円から1,000円ぐらいの間でございます。

下水を使われますと下水道使用料が発生します。これも水量によって違いますけども、20トン使えば、2,194円なんですけども、お一人で暮らされているような方については10トンぐらい、1,000円ぐらいの下水道使用料になっていると思います。

確かに下水道使用料のほうが高くはなるんですけども、反面、臭気の面ですとか、生活環境については大幅に改善されますし、また水路等もきれいになっていくというようなことから、水洗化をしてほしいということをお願いをしておるところでございます。

2点目の消費税でございますけども、来年から8%になるということで、5%が60%アップになってきますので、単純にいけば、60%ふえていくと。これは税でございますので、いたし方ないんですけども、使用者の方は料金が上がるということで節水をされるのかなと。そういうことで、本体部分のほうについては減収につながるのではないかと危惧をしておるところでございます。

あと、3点目の流域下水道の中身が非常にわかりづらいということでございます。流域事業については、協議会、幹事

会、実務者会というような会議がございまして、定期的に業務内容等の報告を受けており、我々もその中でいろんな意見を述べている状況でございます。ただ、決算では金額だけしか提示されませんので、わかりづらいということで、できるだけこういった委員会の中で取り組み等について、今後説明させていただきたいと思います。

ちなみに、今の取り組みでございますけども、流域下水道のほうでも施設の老朽化というような問題がございまして、維持管理費の低減に向けていろいろな取り組みもされております。長寿命化計画を策定されてトータルコストを減らしていくですとか、もちろん節電等にも取り組まれております。そういったことを我々も、負担額もかなり大きいですから、当然注視をしておりますし、何とか維持管理費が安くなるように我々も知恵を絞り、大阪府のほうでも知恵を絞られておるという状況でございます。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 最後、水洗化の部分だけ要望で一言言っておきたいなというふうに思うんですけども。

やっぱり費用負担が、水洗化をお願いして、お聞きいただいた方にとってはふえるというようなことになっていくのかなというふうに感じているところですけども、それはそれで納得もいただいて、ご理解いただいて進めていただいているというふうに受け取っていますから、そこらあたりで、貸付金が不納欠損になってしまうようなことではだめだというふうにも思っていますし、やっぱり市民の方に理解を得ていく、今後のためにもというようなことでやっていくわけですから、今後の進めていく努力、担当課のほうも本当にご努力されていることという

ふうと思うんですけれども、制度の改善も含めて、先ほど言った助成金なんかのところも、今後の検討で前進させていただけたらなというふうに思っております。

○木村勝彦委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

認定第2号の審査を行います。

補足説明を求めます。

渡辺水道部長。

○渡辺水道部長 よろしくお願ひいたします。

認定第2号、平成24年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の12ページをお開き願ひます。

平成24年度摂津市水道事業報告書の1. 概況に記載いたしております、平成24年度の年間総配水量は1,067万8,760立方メートルで、前年度に比べ14万4,436立方メートルの減少となっております。

その下、年間総有収水量は1,000万7,992立方メートルで、前年度に比べ17万2,322立方メートルの減少となっております。この主な要因といたしましては、市内事業者や市民の方々の節水対策などによるものと考えております。

水源別内訳の配水量につきましては、別表1. 年間総配水量に記載いたしておりますように、自己水の割合は前年度に比べ2.9ポイント上昇し、全体の32.6%を占め、347万8,650立方メートルとなっており、一方、大阪広域水道

企業団の割合は2.9ポイント低下し、全体の67.4%を占め、720万110立方メートルとなっております。

また、1立方メートル当たりの給水原価につきましては、13ページの別表2. 給水原価・供給単価の推移に記載いたしておりますように、前年度に比べ5.4%、9円51銭上昇の184円82銭となっております。また、供給単価につきましても1.5%、2円99銭上昇の196円40銭となっております。

続きまして、22ページをお開き願ひます。

1. 収益費用明細書(税抜き金額)についてご説明申し上げます。

収益でございますが、款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益は、前年度に比べ0.2%、337万6,162円の減少で、19億6,555万8,742円となっております。これは、節水の影響等により、水需要が減少したものでございます。

目2、受託工事収益は、前年度に比べ9.4%、168万3,466円の増加で、1,956万6,525円となっております。これは、公共下水道事業における移設受託工事収益が増加したものでございます。

目3、その他営業収益は、前年度に比べ24.7%、206万412円の増加で、1,040万6,925円となっております。これは、マンションなどの新築及び建てかえなどの住宅開発に伴う設計審査や工事検査の手数料が増加したことなどによるものでございます。

目4、受託事業収益は、前年度に比べ1%、30万6,939円の増加で、3,261万1,429円となっております。これは、下水道使用料徴収受託料の増加によるものでございます。

目5、他会計負担金は皆増で、191万6,508円となっております。これは、消火栓の修繕・管理等の費用を繰り入れたものでございます。

次に、項2、営業外収益、目2、受取利息及び配当金は、前年度に比べ45.2%、131万8,876円の減少で、159万6,751円となっております。これは、預金利息が減少したことによるものでございます。

目3、土地物件収益は、前年度と同額の317万2,750円となっております。これは、消防庁舎、鳥飼送水所ゲートボール場の土地使用料及び太中浄水場ゲートボール場の施設使用料でございます。

目4、雑収益は、前年度に比べ34.2%、64万3,098円の減少で、123万5,119円となっております。

目5、納付金は、前年度に比べ54.8%、3,375万円の増加で、9,528万7,500円となっております。これは、集合住宅の建設がふえたことなどにより納付金がふえたことによるものでございます。

目7、他会計負担金は、前年度に比べ6.4%、198万4,750円の減少で、2,921万3,619円となっております。これは、水道料金の福祉減免相当額を一般会計から負担金として収入したもの、及び下水道使用料に係るOAシステム関係費用を下水道事業特別会計から負担金として収入したものでございます。

続きまして、23ページ、費用につきましてご説明申し上げます。

款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水・浄水及び送水費は、前年度に比べ1.7%、1,465万4,331円の減少で、8億5,681万6,1

42円となっております。これは、太中浄水場や送水所の運営に係る人件費、維持管理費、動力費、受水費等の費用で、減少の主な理由といたしましては、受水費や施設の維持管理に係る修繕費等の減少によるものでございます。

23ページから24ページにかけて、目2、配水・給水費は、前年度に比べ3.6%、676万7,347円の増加で、1億9,223万7,563円となっております。これは、人件費のほか、夜間及び休日における修繕業務の委託及び漏水調査、耐震調査の委託、水道管漏水による修理、給水管の切り替え工事等の費用で、増加の主な理由としましては、人件費や給配水管の維持管理に係る修繕費等の増加によるものでございます。

目3、受託工事費は、前年度に比べ15.4%、368万7,427円の増加で、2,760万3,106円となっております。これは、人件費のほか、給配水管布設受託工事や受託修繕に伴う給水装置の修理費や材料費等で、増加の主な理由といたしましては、受託工事に係る工事請負費等の増加によるものでございます。

24ページから25ページにかけて、目4、業務費は、前年度に比べ6.7%、696万7,191円の減少で、9,627万9,136円となっております。これは、人件費のほか、検針業務に係る委託料などで、減少の主な理由といたしましては、人件費等の減少によるものでございます。

目5、総係費は、前年度に比べ5.2%、959万2,058円の減少で、1億7,332万8,136円となっております。これは、人件費のほか、中央送水所施設管理業務やOA機器の保守、電子複写機などの借り上げ、郵送料等の一

般部局への負担金、その他、水道事業運営に係る一般管理的な費用で、減少の主な理由といたしましては、退職給与金等が減少したものでございます。

目6、減価償却費は、前年度に比べ0.2%、60万5,387円の減少で、3億3,076万1,470円となっております。この減少の主な理由といたしましては、機械及び装置、車両及び運搬具等に係る減価償却費が減少したことによるものでございます。

26ページの、目7、資産減耗費は前年度に比べ2,577.4%、9,986万8,284円の増加で、1億374万3,085円となっております。これは、旧鳥飼送水所の取り壊しなどの有形固定資産の処分を行ったことなどによるものでございます。

項2、営業外費用、目2、支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ9.8%減、1,029万9,164円の減少で、9,443万1,455円となっております。これは、平成23年度までに借り入れた企業債に係る支払利息でございます。

目5、雑支出は、前年度に比べ26.6%、44万4,901円の減少で、211万6,301円となっております。これは、水道料金過年度還付金等でございます。

項3、特別損失、目1、特別損失は、前年度に比べ10.7%、125万678円の増加で、1,297万2,532円となっております。これは、転出先不明や企業倒産等による水道料金等の徴収不能分を過年度損益修正損として処分したものでございます。

続きまして、2. 資本的収入支出明細書につきましてご説明申し上げます。

款1、資本的収入、項1、企業債、目

1、企業債は、前年度より1,000万円増額し、4,000万円となっております。これは、前年度に引き続き、配水管整備事業を実施するために借り入れた企業債でございます。

次に、26ページから27ページかけまして、支出についてご説明申し上げます。

款1、資本的支出、項1、建設改良費、目1、施設改修費は、前年度に比べ92.3%、1億1,771万8,645円の増加で、2億4,531万645円となっております。これは、太中浄水場等の浄水送水施設の改修については、中長期的な計画に基づいて実施しておりまして、平成24年度は中央送水所のポンプ室の第2期更新工事等を行ったものでございます。

目3、固定資産取得費は、前年度に比べ7.0%、183万7,854円の減少で、2,443万7,927円となっております。この主な理由といたしましては、機械及び装置の購入費が減少したものでございます。

目6、配水管整備事業は、前年度に比べ4.1%、570万9,671円の減少で、1億3,417万1,398円となっております。この主な理由といたしましては、配水管布設や鉛給水管切り替え工事に係る工事請負費が減少したものでございます。

項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、前年度に比べ4.3%、1,192万4,191円の減少で、2億6,356万6,909円となっております。これは、平成18年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

以上、平成24年度摂津市水道事業会計決算内容の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○木村勝彦委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、給水の収益についてでございますが、決算書では6ページになります。給水収益について、これは年度当初のときですと19億8,397万円ということでございます。決算は19億6,555万円と若干減少しておりますけど、ほぼ的中したというふうに言っても過言ではないと思うわけですが、この平成24年度当初のときの答弁ですと、依然として企業分は、収益としては3,000万円ほど下がると。それと、自然減で約3,000万円下がるので、大体6,900万円ほど少な目に予測をしていますというような答弁でございました。平成24年度が終わりまして、結果として、やっぱりそのとおりであったのか、自己評価をご答弁いただきたいと思えます。

それから2番目に、千里丘送水所配水池の耐震診断でございます。平成24年度で、この千里丘送水所配水池の耐震診断が行われていると思えますけども、その結果はどうであったのか、ご答弁いただきたいと思えます。

それから3番目に、旧鳥飼送水所配水池撤去工事について、平成24年度では実施する予算がつけられています。この撤去工事で、撤去した後、跡地利用については、平成24年度当初のときに、跡地の利用については、地域との協働で何かできないか検討するというふうなご答弁もいただいておりますけど、そちらのほうはどのような案になったのか教えてください。

それから4番目に、大阪広域水道企業

団についてでございます。平成23年度に設立をされて以来、大阪広域水道企業団は摂津市も当然その構成の一員というふうになっておりますけども、その後、平成24年度の大阪市の水道局との統合が検討されました。何度もご説明をお聞きしましたけども、結局は実施には至りませんでした。結構このことについては振り回されたといえますか、大きな課題として注目をされてきたわけですが、これまでの、平成24年度を中心に振り返って総括をしてどうなったのかということをお改め確認をしたいと思います。

5番目、鉛管の取り替えについて。平成24年度における鉛管取り替え実績について教えてください。

6番目、給水原価の構成について。今度、摂津市の水道事業年報の62ページに給水原価の構成表というのが載っています。その中に5年分の内訳が書いてありますが、薬品の費用が平成24年度は多い、突出しているように感じられます。薬品のことなので、どのような中身になったのかということをお尋ねしたいと思います。

それから7番目に、企業団からの配水量についてでございます。これも同じく水道事業年報79ページに載っていますが、配水量の内訳で、平成24年度、企業団からの配水量は720万トンということでございます。平成23年度までは大体760万トンで推移してきてまして、この平成24年度当初のときに承認水量は幾らですかというのを聞いたら、718万トンですということでした。今後、この承認水量については協議を重ねていくというふうなことが答弁としてはあったんですけど、平成24年度で約40万トンほど減らされているということについて、承認水量等との関係で何かあつ

たのか、ご答弁お願いしたいと思います。

○木村勝彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 それでは、私のほうから、まず3番目の、旧鳥飼の跡地のご利用についてご説明申し上げたいと思います。

旧鳥飼の送水所の跡地につきましては、委員ご指摘のとおり、地域との協働利用ということでご答弁申し上げていたところでございますが、それに先立ちまして、まずは市の中でどういうふうにも有効利用できないかということをもまず検討した上で、地域との話し合いが必要だと考えさせていただきました。

そういう中で、市のほうとどういうふうにも利用できないかということの中で、福祉部のほうから、利用について手を挙げられたという経緯がございます。今年度、福祉のほうにお貸しをしているというふうな経緯でございます。それにつきましては、水道局のほうでも有効的な利用、地域との関連も含めて利用させていただいているものと考えております。

それともう1点、大阪広域水道企業団の平成24年度の大阪市との統合についてどのようになっているかというご質問にご答弁させていただきたいと思います。

これにつきましては、経過等をご説明させていただいてきたとは思いますが、平成23年度に企業団が発足しまして、おさらいになるかと思いますが、平成24年1月当初に大阪市と企業団が統合するというふうな方向づけで一旦話し合うということが決まりました。平成24年3月から、事務方を含めて、平成24年度の間、首長も含めて何回か、かなりの回数、話し合いを持ちました。その結果、企業団と首長の中では、本年度、平成25年のこの春に、4月におきましては統合しようという方向づけで、条件

等々、全部整理されまして、あと大阪市のほうでご判断されるという状況になりました。その中で、大阪市会のほうで、本年5月、そちらのほうでは、残念なことに否決という結果になりまして、その後、6月におきましては大阪市の戦略会議におきましても、この統合協議については一旦中止されるということになりましたので、私どもとしては大変残念なこととは思っているんですけども、状況としては、今現在そのような状況になっております。

企業団におかれましては、やはり将来的には府域一水道ということを目指しておられますので、大阪市との統合についてはしばらく中止ということになると思っております。企業団の考え方としては、将来的にはまだまだ府域一水道を目指したいというふうな考えは変わっていないということをお聞きしております。

○木村勝彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 それでは、藤浦委員の1番目の質問の給水収益についての自己評価にお答え申し上げます。

平成24年度は、前年度に比べまして340万円ぐらいの減少にはなっております。内容といたしましては、一般家庭の節水意識の向上、それから節水器具、家電の普及によるものだと考えております。それと、事業所、それから大型の集合住宅の使用水量においても減収となっております。

ただ、その中で、大口需要者の方が、前年度と比べまして5.4%減っております。それから、年間大体1万トン以上使っている集合住宅、ここにおきましても約4.1%減少いたしました。そういう中で、統計をとっております年間1万トン以上ご使用いただいている中小の事業所、こちらが3.7%ぐら

いふえました。

そういうものを総合的に見ますと、前年度と比べての収益が340万円ぐらいの減少に至ったというふうに考えております。

○木村勝彦委員長 末永課長。

○末永工務課長 藤浦委員のご質問にお答えさせていただきます。

5番目にご質問いただきました鉛管に対する事業の実績でございます。鉛管に関する事業におきましては、平成15年に実態調査を行いまして、1万3,260件の引き込み管について鉛管が使用されているということが調査結果として出てきました。その後、平成16年度にこの鉛管対策事業を開始いたしまして、平成24年度につきましては、年次計画に基づきまして7路線、147件、他工事合わせて553件の鉛管を改修してまいりました。その結果、6,381件の解消をしておるんですが、依然6,879件が鉛管として残存しているのが現状でございます。進捗率としては48.1%で、市内給水管の18.2%については、まだ鉛管が残存している状況でございます。

○木村勝彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 それでは、浄水課に係わります3点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目の、千里丘配水池の耐震診断の結果でございます。千里丘配水池につきましては昭和56年に完成し、鋼製の配水池で、地震等の災害時には、水道水を確保するために緊急遮断弁も設置しております。その関係上、確実に災害時の給水拠点として機能があるか把握するために診断をしたものでございます。診断結果としましては、配水池は十分に耐震性能があるということが判明しました

ので、今後も災害時の給水拠点となり、危機管理に備えるものでございます。

次に、2点目の給水原価に関する薬品費がアップした理由でございますけども、これにつきましては、太中浄水場の水処理に使用する薬品費としましては、凝集剤としましてポリ塩化アルミニウム、pHの調整剤として苛性ソーダ、消毒剤として次亜塩素酸ナトリウムの3つを使用しております。契約単価的には、大きくは変化はないんですけども、一番大きな原因としましては、自己水の増量。約26万トン増量した関係上、前年度比に比べまして約335万円増額ということの結果で、給水原価もアップしたということでございます。

あと、最後の企業団水と自己水との関係でございます。この分につきましては、企業団年度というのが7月から6月でございます。5月ごろに企業団と我々が協議する中で、それぞれがお互いに節水事情もあり、使用料の減少にも伴い、10万トンずつ双方で減少しようかという協議に至って承認水量を認めていただいて、その承認水量に基づいて自己水のほうの配水量も決定しているという状況でございます。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目、給水の収益見通しについては、減る分は減る。中小などで1万トン以上利用しているところがふえたということで、3.7%ふえたということもその中身にはあるということでございます。このふえたということは非常に期待をするわけでございますけども、経済活動の中で、少しずつそういう意味では中小企業などの経済活動がふえたのかなというふうに理解をしたいと思っている



んですけどね。そういった面で、昨年に政権交代が行われたりして経済対策が打たれている中で、今後この企業活動と経済活動なんかについてはどのような見方をされているのか、この際教えていただきたいと思います。

それから、2番目の千里丘送水所の件でございますが、十分耐震があったということでございますので、これはよかったと思います。近所の人たちが、地震で倒れてきたら、我々は水浸しになるん違うかとか、流されるん違うかと言われたことがあります。大丈夫ですよと言ってきた経緯もあるんですけど、それで安心だということがわかりました。

災害のときに、またいろいろ役目があるんだということでございましたけども、災害のときに、どんなふうな活用をするような位置づけになっているのかということをお教えいただきたいのと、それから、耐震工事が必要でないということですけども、随分表面の塗装が傷んできているなというふうな思うんです。少しはげかけてきているというふうに思っています。長寿命化を図る意味からも、そう遠くない時期に塗装のやりかえもやらないといけないと思うんですけども、その辺はいかがお考えなのか教えていただきたいと思います。

それから、3番目の旧鳥飼送水所の関係については、わかりました。ありがとうございます。

4番目の、大阪広域水道企業団のことについて、大阪市の水道局と統合するということが持ち上がって、もう非常に期待もし、またどうなっていくのかなという思いもあったわけですが、そのときの議論の中には、今後、各市とも準備が整ったところから、施設も含めて企業団に統合していくという考え方にな

りますよというような説明があったというように記憶をしていますが、現時点の大阪府の企業団の考え方として、今でもそういう考え方のもとで進めていくことになっているのか。

それからもう一つは、統合していく中では、摂津市のように自己水を持っているところと、それから持っていないところでは随分立場が変わってくると思うんですけどね。今、私どもの市は自己水という位置づけをしっかりと持ちながら、温存というか、存続させていこうという思いでやってまいりました。こういった部分について企業団は、自己水を持っているところについてはどういう考え方をしているのかということもあわせて聞かせていただきたいと思います。

それから、5番目の鉛管の取り替えについてでございますが、毎年頑張っていたいておりますけれども、あと、まだ平成24年度時点では半分強残っているということでございまして、これは鋭意努力していただいて、計画的に取りかえを進めていただきたいということで。効率よくやらなありませんので、鉛管だけを取りかえるということにはならないと思います。他を取りかえるときにあわせてとか、効率的なことも考えておられると思いますけど、効率的に、かつスピードアップも図りながら計画をしっかりと進めていただきたいと思っていますので、これは要望といたします。

それから、6番目の給水原価の構成についてということで、これも中身はおっしゃっていただいたとおりで思うんです。これは、ここまでにしておきたいと思います。どこまでも安全な安心な水を供給していただくという点から、これはしっかりと監視をしていただきながら最大努力をいただきたいということでお願い

をしておきたいと思います。要望とします。

それから、企業団の配水量でございますが、先ほど承認水量は変わりましたかということをお聞きしたんですけど、718万トンが、私が平成24年度の当初にお聞きした数字は718万トンということでしたが、まずこれが変わったのかどうか。それとあわせて、今後、先ほど10万トンずつというふうにおっしゃっていました。具体的に、例えば何年に何万トンになりますとかがわかっているのであれば、あわせて教えていただきたいと思います。

○木村勝彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 それでは私のほうから、まず藤浦委員の第2回目の1点目のご質問、中小の分で3.7%ふえたが、今後どのように見込んでいるかという点につきましてご答弁申し上げたいと思います。

この上がった点につきましては、先ほどご指摘のように、政権交代による分若干経済状況も良くなったとも思いますが、やはりこの先、今後來春に見込まれる消費税の5%から8%に上がるということもございますので、なかなか不透明な点がございます。その点は私どもも、この先どうなるかというのは見計りかねている点はございます。ただ、全体的に見ますと、節水機器とか、大手の水を抑えてコストを下げるといった努力がかなり年々浸透してまいりますので、なかなか経済が上がったというだけでは、給水収益には直結しないかなということでは考えております。

続きまして、4点目の企業団の考え方と自己水についてどのようなことかということなんですけども、大阪市との統合ができなかったということで、今後、先

ほどもご答弁させていただきましたように、残り42市町村、これにつきましては、将来、府域一水道を目指して進んでいくという考え方には、企業団のほうは変わりございません。それにつきまして、参考になりますのは、大阪市との統合でいろんな議論がございました。今後その議論をベースにして、さらに細かい点につきましていろんな問題点がございまずので、その中で企業団と構成42市町村が話し合う中で今後進めていかれるものかと考えております。

それと、自己水の考え方なんですけども、従前については、企業団も自己水というのはどうかというふうなことは聞き及んでいます。

しかしながら、東日本大震災とかで水道の水源が被害を被ったという点から複数水源、また、特に東日本の場合は放射能で、やっぱり福島のことがあります。その点、敦賀、若狭の原発がもしああいふふうなことが起こりましたら、琵琶湖自体が汚染されるんじゃないかという危惧をされております。そういう部分においては、やはりそれをもとにする淀川水系から今現在、企業団は水を取っておられるという状況の中からは、地下水であるとか、ほかの河川の水であるとか、そういうふうなことも重要であるという認識に変わっておられています。これは、職員同士の話ではそういうふうに感じているところでございます。

そういうことから、私どもとしましては、こういう自己水につきましては、今後とも大事にしていきたいと考えているところでございます。

○木村勝彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 それでは、2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の千里丘送水所は災害時

にどのような位置づけかということですが、千里丘送水所につきましては緊急遮断弁を設置しておりますので、大地震、震度5ぐらいの地震を感知しましたら、遮断弁が閉じます。その関係上、市民の皆様は緊急用給水栓によって、タンクの水は2,400トンの容量があるんですけども、直接水を取りに来られた方に給水できるような設備になっております。

あと、塗装面とかの補修のことですが、一応平成26年度に天井、手すり等の塗装を予定。それと、外壁の塗装につきましては、今後詳細には協議していくんですけども、予定的には平成30年以降になってくるんですけども、その辺は再度協議しながら、延命と整備も図りながら、塗装時期の見直しということで考えていきたいと考えております。

あと、7番目の企業団の承認水量と実績水量の関係でございますけども、平成23年度は、承認水量としましては718万トンで、実績の水量としましては761万9,956トンがありました。平成24年度につきましては、10万トン減の708万トン、実績水量としましては708万6,370トンでございます。同じように、今年度も10万トン減ということで承認をいただいております。

○木村勝彦委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、まず1点目のこの給水収益の見通しについてでございますが、なかなか厳しいです。やっぱり厳しい状況の中で企業の経営をしていくということになると思いますし、そういう意味ではしっかりと見通しをしていただきながら、結局水道料金の話になってしまうんですが、決して安いことのない料金体系でござい

ますので、極力値上げをしなくてもやっていけるようにということは、これはまず申しておきたいと思うんです。

それから、中期的な計画をしっかりとやっていただきたいと思うんです。下水のときも申し上げましたが、上水のときも、実は平成22年5月20日付で、これは恐らく料金を下げるときのための資料として、平成32年までの浄水送水施設整備計画というものをいただきました。一覧表になっております。非常にわかりやすいんです。多分、これも若干訂正が入っていると思うんです。変わってきていると思うんです。しっかりとこういうものでチェックできるように、修正したものを、できれば毎年予算か決算のときまでに修正していただいたものをいただきたいなというのを、これはお願いをして、また委員長に取り計らっていただきたいと思うんですが、こういうものでしっかりと水道の経営のチェックをしていただきながら、健全な運営、そして料金を上げなくても大丈夫なように、しっかりと見通しを立ててやっていただきたいということをお願いしておきます。これは要望といたします。

それから、2つ目の千里丘送水所配水池の関係でございますが、資料の中には、その計画がありませんから。平成30年以降だというふうに今おっしゃったんやと思いますけど。その辺はよく全体を見渡ししながら、ただ辛抱するだけでは、施設というものは、辛抱すればするほど老朽化を早めてしまいますから、その辺との兼ね合いはしっかりしないと、かえって後で高くつくということにもなりかねません。今、橋梁にしてもそうですし、下水管にしてもそうですけども、長寿命化計画というので進めていますので、水道も同じようにやっぱり長寿命化、いろ

んなものを長寿命化するためには、早めの修繕という考え方も盛り込みながら、この長期の計画については見直しながら、十分精査しながら計画をつくっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それから、この送水所に関しては、いろいろと愛着を持つようにアイデアを凝らしている地域もあります。もし将来塗装されるときには、そういうこともちょっと考慮いただいて、千里丘には住宅地がたくさん周りにもできてきました。ということで、そういう愛着のあるようなデザインを入れ込むとかということも検討の中にはぜひ加えていただきたいと思っています。

例えば、岡山県のガスタンク、これは桃の絵になっているんですね。これはテレビでやっていましたけど。桃の絵を描いているんです。非常にユニークな取り組みです。単なるガスタンクですけど。でも、そういうふうにすると非常に愛着を持つとか、何となくほっとするような、そういう光景につながりますので、そういうことも考慮に入れておいていただきたいと、これは要望としておきます。

それから、4番目の大阪広域水道企業団のお話でございますが、自己水の考え方について、よくわかりました。これは、今までもそうでしたけども、災害のときには、確かに放射能の問題で、琵琶湖が汚染されると本当に飲む水がなくなってしまうという現状も考えられるわけで、危惧されるわけでございますから、そういう意味では、太中浄水場の位置づけもしっかりと持ちながら、今後も存続に向けてしっかり取り組みを進めていただきたいと思っています。

それから、配水量の関係でございます。一応10万トンずつ落ちることですから、

平成24年度で708万トンで、平成25年度で698万トンの承認水量になったと。

摂津市も水が減ってくる中での、それから太中浄水場の能力と合わせての検討になると思いますので、今後ともそういう意味では鋭意努力をしていただきながら、全体になりますが、健全な水道運営を今後もお願いをいたしまして、質問を終わります。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 そうしたら、私のほうから、今の藤浦委員の質問、そして答弁を参考にしながら質問させていただきます。

この決算書の中の総括のところ、先ほど渡辺部長が言いましたように、給水収益が減少するということが予想され、実際に減少してきているということで、また一方、支出面においては、老朽化の配水管、また施設の改修事業等がふえてくるということで、非常に厳しい状況が続くんだということで述べられております。

これは、確認する意味での質問をさせていただきますけども、一つは、16ページに緊急修理を3件しましたということで書いておりますが、この緊急修理と、あとただ、修理と書いている分もあるんですけども、修理と緊急修理の差は何かということをもまず聞きたいのと、それと、その緊急修理についての原因というか、それはどういう修理内容で、どういうことで緊急だということをやったのかということをお聞かせいただきたいということと、あと、配管については、配管も老朽化しています。書いてはありますが。配管の漏水は平成24年度はなかったのかということを確認しておきたいと思っています。

それと、20ページに鳥飼送水所4号配水ポンプ電動機整備工事ということで書かれておりますけども、どのポンプなのか。非常に高額なポンプの整備工事なんで、どのポンプなのかということと、この整備工事は、どういう周期でやっておるのかということでお答えをいただきたいと思っています。

○木村勝彦委員長 末永課長。

○末永工務課長 上村委員のご質問にお答えさせていただきます。

決算書16ページの保存工事の概況の中に、水路水管橋架設修理に緊急修理という形で表現させていただいております。

この緊急修理の内容としましては、この管路につきましては、安威川と鳥飼水路を横断しているシオノギ製薬横の500ミリの水管橋でございます。その管路につきましては、中央送水所から東別府・別府方面にこちらのほうから送らせていただいている送水管でございます。この管路につきましては本市の重要管路でございます。メンテナンスといえますか、事前に、平成10年度には伸縮可とう管の取りかえ、あと、平成15年にはホースライニングでございまして、中の管体を強くする工事等の補強工事を幾度となく続けてまいったんですけども、平成20年の年度当初にうちの職員がパトロールをした結果、ごく少量の漏水がございまして、少量なんですけども、水道は少し漏れ出しますと漏水量がどっとふえる可能性もございまして、緊急工事という形で、急遽、中央送水所の送水を停止しまして、摂津市の管路、全てのところにつながっておりますので、鳥飼送水所のほうから送水の切りかえ工事をして、緊急的に工事をさせていただきました。

原因としましては、構造上、一部の管路がその漏水部分に重点的に負担して

いることが判明しまして、その結果、時間の経過とともに漏水が出てきたのかなというふうなことでございます。

それで復旧方法なんですけども、同じ形で復旧させていただきますと、また数年後に同じ漏水が発生する可能性がございました。その中で、一度応力計算、構造計算させていただきますと、補強を図ったところでございます。

それと、平成24年度の漏水はなかったのかなということをお尋ねなんですけども、平成24年度につきましては、水道部職員の出動件数が624件で、業者に頼んで委託させていただきました50件、それで674件ございました。そのうち、本管漏水は26件、給水管漏水は280件で発生しております。平成23年度に比べましたら減少はしておりますが、まだまだ老朽管がございまして、漏水対策については、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○木村勝彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 それでは、上村委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、緊急修理と通常の修理の関係でございまして、緊急修理と申しますのは、保守点検等で発見して、緊急に修理を要するものということでございます。通常の部分に関しましては、定期的に計画して、整備計画を立てたもので実施したものでございます。

あと、緊急の原因等につきましては、まず言われていますページ16ページの鳥飼送水所無停電電源装置インバータ盤緊急修理でございまして、これにつきましては、発見したのは電気保安点検において、無停電電源装置から電源が供給されていないことが判明。それによりまして原因を究明したところ、蓄電池からの電源が交流電源に変換するため

のインバータ装置の不具合が発見されました。そのことで緊急を要して修理をした分でございます。これにより、太中浄水場の遠隔操作の発電機等の運転が正常になっております。

2点目の、20ページの鳥飼送水所4号配水ポンプ電動機整備工事の件でございますけれども、これにつきましては、平成10年に整備を1回目はしておりました、その後14年経過しまして、この4号配水ポンプは電動機により駆動するもので、電動機の回転速度を電圧調整装置により変速し、市内の送水圧力を一定に保つものがございます。このまま運用していますと、突然の故障等により、送水停止や圧力制御の不具合による濁り等が発生するということから、各部品の分解、点検、消耗品の交換等を行って機能回復を行ったものがございます。

○木村勝彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 私のほうから1点、緊急という名前がついているということについて、契約の観点から補足させていただきたいと思います。

説明にあったように、どうしても緊急ということで、通常入札とか見積もり合わせをしなければならないという契約ではございますけれども、やはり一刻も早く直さなければならないということから、1者で特命するというケースがございます。そういったときに、特命するための理由として緊急という言葉が必要になりますので、入れさせていただいているということでございます。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 そうしたら、今の答弁も参考にしながら2回目をさせていただきます。

水路水管橋架設緊急修理ということで説明があったんですけども、平成24年

の点検で微量の漏水が見つかったんで、すぐ修理せなあかんということで緊急修理をしたということです。

あと、無停電電源装置のインバータ盤の緊急修理は、点検でこれがちゃんと切りかわらないので、すぐ緊急修理をしましたということです。

これは、無停電電源装置というのはここだけなのか、ほかにはないのかというのが非常に気になったんで、ほかにあるのであれば、ほかの無停電電源装置はどうされたのですかということで、やはりそこもチェックをすべきだということ、ただ、こういうのは寿命といいますか、バッテリーの有効期限もありますし、そういったものもちゃんと決められておるんで、本来はその期限がいつだったのかということで、期限内でトラブルが起こったのか。本来は5年に一遍、10年に一遍更新すべきところを、たまたまこれは故障して機能していなかったのかということの説明がなかったんで、そこをもう一度説明願います。

あと、配管の漏水がたくさんあると感じたんですけども、これは水道事業年報ですと94ページの給水装置修理等の件数ということですか。674件、これが修理等の件数と書いていたんで、漏れという理解をしなかったんですけど、漏れて修理したということです。わかりました。

そういうことで、その老朽化が進んできているということが言えるんで、そういった意味では、先ほど藤浦委員も言いましたけども、やっぱりきっちり修繕計画、そして延命化計画というものをつくっていただいて、これは私のほうからも要望しておきますんで、先ほど質問したことについて答弁をお願いします。

○木村勝彦委員長 池上参事。

○池上水道部参事 鳥飼送水所インバータ盤修理に関してですけれども、メーカーの推奨メンテナンスが15年でございますので、設置が平成6年度に設置したもので、あと、どの箇所にあるかということですが、太中浄水場と各送水所の3か所に設置しておりますのでございます。

送水所3か所は、千里丘、中央、鳥飼でございます。

○木村勝彦委員長 鳥飼以外は異常がなかったのか。点検をして異常がなかったかも答えて下さい。

池上参事。

○池上水道部参事 これは、保守点検を毎年しておりますので。この鳥飼送水所だけが発見されたということでございます。

ほかについては、毎年の保守点検しておりますので、異常は発見されなかったということです。

○木村勝彦委員長 上村委員。

○上村高義委員 老朽化の原因まできちり突き詰めて、そして再発しないように事前に手を打つ。それが安定供給、安定給水につながる。それが第一の仕事であって、安定に給水するというのと、良質、安心な水を送るというのが第一目的なんで、安定に供給するためには、やはりこの緊急修理が起こらないように、日ごろからきちり点検する。そして、故障したものについては、再発防止をきちりするために、きちっと改善策をつくるということ。それを長期の修繕計画に入れていくということになっていくと思うんで、そのことはきちり、ぜひ今後ともやっていただきたいというように思っています。

そのことを強く要望して、私の質問を終わります。

○木村勝彦委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 そうでしたら、質問させていただきます。

前回の定例会の際に、一般質問でも指摘をさせていただいたんですけれども、なかなか今、水道料金の値下げなんかを検討できないのかというふうなことを言ってきました。今回決算見させてもらいまして、営業収益は減っていると。また、施設やさまざまな設備にかかわる更新には多額の費用を要していくというふうなことも今ご説明いただいているわけであります。

今後の見通しはというようなことでしたら、なかなかその見通しも立てにくいような状況にあるのかなというふうに思っているわけでありまして、本当に暮らしの点でいいましたら、ちょっとでも何かしら下げることができないのか、先ほど来から言われているような節水機器なんかにも頼ってやられている、そういう市民の暮らしの状況なんかについては、ぜひ目を向けて今後の取り組みを進めていただきたいというふうに最初に述べておきたいというふうに思います。

その上で、平成24年度は水道、下水道使用料の福祉減免の制度がなくなるというふうなことも年度末にはあります。そうした中で、これまでにも使用水量の少ない方については、基本料金、最小の水量を6トンからというようなことで引き下げているというようなことがあるわけですが、こうした、先ほど説明申されていましたが一般家庭の使用水量の傾向について、踏み込んだ分析ができればと思ひまして、今わかる範囲で結構ですので、答えていただけたらなというふうに思っております。

それから、もう1点、この決算書の中

では26ページになりますけれども、特別損失ということで1,297万2,532円というのが上がってしまっていて、不納欠損になっている額というのが年々あるというふうにも聞いています。その中で、事業年報のほうでも見ていましたら、この間の平成21年、22年、23年と比べると減っているというふうにはなっているんですけども、その間の経過といたしますか、取り組みがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思えます。

○木村勝彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 まず、1点目の一般家庭における使用水量の分析というふうなご質問だったと思うんですけど、毎年データをとっておるんですが、一般家庭、いわゆる13ミリ、20ミリといったメーターでのご使用水量の、10ランク幅があるんですが、その一番、基本料で4つ目です。ですから大体一月11ミリから20ミリ、ここの範囲で使われている方が、やはり年々減っていったというふうな傾向でございますね。それから、その上の21ミリから30ミリ、この範囲でも平成22年、平成23年、平成24年と見比べてもどんどん減っていったというふうな状況になっております。ただ、20ミリにつきましては、11ミリから20ミリが平成24年としてはふえて、それから上のランクが減っているということなんで、そういう一般ご家庭の13ミリ、20ミリのメーターで見ると、やはりその辺の節水意識といたしますか、使用水量が年々減っているというふうに考えております。

それから、次の特別損失でございますけど、近年の経済不況によります企業の倒産とか、個人の方の破産などによって増加する傾向になっております。

今回の特別損失についての内容は、総

対象者が406件で、欠損額は、消費税抜きで1,297万2,530円となっております。その内訳は、水道事業年報にも書いてございますが、転出先不明などによる分が844件の388万9,962円、会社倒産等によるもので、40件の891万4,929円、本人死亡によるものが、22件の16万7,641円となっております。今回、前年度に比べますと転出先不明等は減少しておりますが、会社倒産で、1社で800万円近くの欠損があったということが、今回の大きな要因だと考えております。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 最初の一般家庭の部分の利用水量のところなんですけれども、私がこの間お聞きしたご家庭のといいますが、何人かの方から、これまでひとり暮らしで福祉減免を受けられていたけれども、これがなくなってというふうな話で。ただ、いつもいつも使っている水の量は、いわゆる基本料金までは行っていないよと。一番低い水量で、本当におうちにもお風呂がついていなかったりしたら、使われる量というのは少ないというふうに思っているんです。そうした方のところで減免がなくなったと。これは、所管としては保健福祉部のほうであるわけですが、実際そのお支払いのところはこっちにくるわけです。

以前、最小の水量のところを引き下げた議論、もうこれ以上難しいというふうなことも、前回一般質問の中でちょっと答弁があったのかなというふうには思ったんですけども、何かしら、そういう方の実態なんかも見て考えることができなのかなというふうに思ったりしているところでもあります。

きょう言って、すぐに答弁というふうなことでは多分難しいと思えますけれど



も、こうした声が上がっているというふうなことで、受けとめていただけたらなというふうに思っております。

次に、その特別損失の不納欠損の部分なんですけれども、転出先が不明で時効になってというふうなところは減っているというふうなことであります。

これは、そうしたところへ追いかけるということについて、この間強めてきたのかなというふうなことも想像していたりするんですけれども、そこらあたりの部分、もう一度お聞かせいただきたいのと、それから会社倒産等というふうなことが、これ表で見えていましたら、近年は大体10件から20件の間を推移していたのが、平成24年を見ましたら40件というふうなことで、倍にふえているというふうなこともあります。

おおよそさかのぼって5年ほど前といいましたら、まだそのころはリーマンショックよりも前でありますけれども、でも、それでもさまざまそういう企業倒産とか、その後も水道料金が払えていない状況というような、そんなことになっているんだなと思えば、今後の不安もあるんだと。とりわけ、15年前の消費税増税の後のそうした景気の動向がずっと落ち込んでいっているというふうなことから見ましたら、今の景気対策が来年度以降どうなっていくのかというふうなことも不安材料として大きく私は持っております。そんな中での。それで不納欠損が出ていいというふうなことには決してなりませんから、そうしたあたりのところでの取り組みについても、お考えをお聞かせいただけたらというふうに思っております。

2点、お願いいたします。

○木村勝彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 2点目の不納欠損をふ

やさないということで、毎年、不納欠損で金額が計上されているわけなんです、私も営業課といたしましても、なるべく未納者、未納額を減らすために日々努力はしております。

まず、督促、催告、それから支払いのお願い、それから、最後には給水停止というふうな形の中で、滞納されている金額、日々徴収に当たっているという現状でございます。また、市外とか府外に転出された方、届け出がある方につきましては、転居先の住所等を聞いておりますので、納付書を送って、また定期的にそういう入金の確認をしようというふうな形で今進めております。

減らしていくには、やはり最終、水道部としては給水停止というふうな手段しかございませんので、その辺も日々強化して、今年度に当たっては大体月に1回、職員も夜8時まで残り、給水停止をやって、そういう回収をしているという状況でございます。

○木村勝彦委員長 豊田次長。

○豊田水道部次長 それでは、私のほうから、福祉減免等々がなくなりまして、水道部のほうで、その辺、若干でも何とかかならないのかというふうなお問いであったかと思えます。それにつきましては、からご答弁させていただきたいと思えます。

やはり、まず1点ご理解願いたいのが、先ほども上村委員のほうでおっしゃっていただきましたけども、安心・安全な水を安定的に供給すべきというのが1点でございます。やはり、これにつきましては、まず経営という観念がございます。そういったことから、水道料金で全て賄っておりますので、その辺をご理解願いたいと思えます。

そういったことから、委員がご指摘の

ような施策については、水道事業としてはなかなか難しい点がございまして、私どもでは経営上、それをしますと、経営の弱体化といいますか、それは、負担という形になりますので、なかなか難しいものと考えております。

○木村勝彦委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、最後にしておきますけれども、水道料金の使用料のところ福祉減免がなくなってというようなことについては、これまでも議会の中で言っているように、私らは減免制度をなくすべきじゃないというようなことを言ったり、福祉減免を復活したらどうかというようなことも、そういうことを思っているわけですが、実際、水道のこのところでそれが決められるわけではない、制度として何かしらと言っているわけでは今回ないわけです。実際にその使用水量を使っていないというふうな、そういった人も多くいらっしゃるかなというふうなことで今回投げかけておりますので、そのことについては、今後また考えていただきたいというようなことでとどめておきたいと思っています。

不納欠損金のところの部分では、ほかのさまざま税や、また社会保険料みたいな部分で、支払い能力がなくて滞納がどんどんかさんでいって、そうして欠損になるというふうなことではここでは書かれていないというふうに私見しているんですけども、転出先が不明というようなことで集金ができない、また倒産等、そういうようなことで、この記載ではなっているかというふうに思っているんですけども。先ほど言っていました給水弁を閉じるとか、そういうようなことでしたら、これは滞っているといいですか、何か月も水が入らないというよう

なことの対策かというふうに思うんですけども、今の話でいいましたら、転出先不明というふうな344件のところには、そういう長期の滞納というのにも含まれるというふうに理解していたほうがいいのかという、そういう確認だけちょっと最後させてもらって、私のほうからは以上としたいと思うんですが。

○木村勝彦委員長 小明課長。

○小明営業課長 今のご質問ですが、いわゆる転出先不明の方が長期の滞納をしているかというご質問であります。長期滞納をしますと、転出されるまでに何回かそういうアクションを起こして、接触をして、極力頂戴するような形をとっておりますので、この方々は、そう長期に滞納をしていないという方だと考えていただいて結構かと思えます。

やはり通常ですと、摂津市を出ますというふうな連絡をいただくんですが、やはり何の連絡もなく、もうそのまま転出されて、検針が2か月に1回ですんで、2か月目に見て使用水量が減っていても、1回ぐらいは、どうしたのかなという程度で、それで次のまた2か月たってみると、全然使用水量が上がっていない。調べてみると転出、無断転出された。その間で、もう4か月たちますんで、そんな形の方々ということで理解していただければいいかなと考えております。

極力そういうのをなくすために努力をしております。

○木村勝彦委員長 ほかにありませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時19分 休憩)

(午後2時22分 再開)

○木村勝彦委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村勝彦委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

認定第2号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○木村勝彦委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定をいたしました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午後2時23分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 木 村 勝 彦

建設常任委員 弘 豊